○国土交通省告示第千号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月三十一日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P―557号	油吸着材	もりの木太郎　M PW―45	北海道森林組合連合会	北海道札幌市中央区北2条西19丁目1番地9

○関東地方整備局告示第三百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区芝一丁目一二七番二七から同区芝二丁目二一四番一まで	前	四五・二〇～六八・五〇メートル	〇〇・〇二二〇キロメートル
	後	五八・〇〇～七一・〇〇メートル	〇〇・〇二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川越市豊田町三丁目一二番二から同市豊田町三丁目一二番八まで	前	一八・四五～二七・二七メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
	後	一八・四五～二七・二七メートル	〇〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市若里七丁目三五八番一地先から同市大字稲葉字上千田沖三一四番一地先まで	前	四三・二七～一〇三・〇三メートル	〇〇・〇三九キロメートル
	後	四三・二七～九三・二五メートル	〇〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安中市原市二丁目字芝原西一〇六四番一から同市原二丁目字鍛冶村一二四七番四まで	前	一一・六〇～二七・四〇メートル	〇〇・一七二キロメートル
	後	一三・五〇～二八・三〇メートル	〇〇・一七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
甲府市富竹二丁目五三一番七から同市富竹二丁目四九八番七まで	前	一二・三二～一七・五三メートル	〇〇・二二五キロメートル	
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市富竹二丁目六五四番まで	後	二八・七二～四七・四八メートル	〇〇・二二五キロメートル	
	B	七・五〇～一〇・〇〇メートル	〇〇・九九三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	〇・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇〇・七六八キロメートル	
	C	七・五〇～一〇〇五・二〇メートル	〇〇・九九三キロメートル	
	B	〇・〇〇～一〇〇九・〇八メートル	〇〇・七六八キロメートル	
	A	〇・〇〇～一〇〇三・三一メートル	〇〇・二六三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	山梨県南都留郡鳴沢村字屋坪八五三〇番一から同村字魔王七六一九番一七（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月六日